

第3次亀山市総合計画

基本構想

〈計画期間 令和8年度～令和15年度〉

1 将来都市像

人とまちの輝きが未来を創る 緑の健都 かめやま

亀山市は、鈴鹿川等の源流域をはじめとする豊かな自然環境や城下町・宿場町が偲ばれる歴史風情ある佇まいの中に、自然・歴史・産業のバランスの良さや、人と人とのつながり・支え合いが築き上げてきた「地域力」により、暮らしやすさやまちの心地よさが醸成されてきました。

また、かつて「教育のまち」と称され、次世代を地域社会全体で育む風土や多様な地域コミュニティ活動、地域文化の継承等により、心豊かな暮らしが培われています。

これら本市特有のまちづくりの基盤は、人口減少社会の中においても、「健康都市」の考え方を踏まえつつ、一層充実を図っていく必要があります。

一方、本市は、古代・鈴鹿関や近世・東海道三宿など、各時代を通じて「交通の要衝」として栄え、近年では、内陸型工業都市として多様な産業集積が促進されてきました。

今後も、人流・物流等の交通拠点性の強みを発揮していくことで、将来、次世代産業・研究機能の立地による産業構造の重層化や新庁舎を含めた市の中心拠点の活性化等が期待できるとともに、高速交通・広域交通機能の拡充による加速化も見込まれることから、次なる都市成長に向けた千載一遇の機会を迎えつつあります。

こうした中、多様な地域資源を活用し、まちとそこに暮らす人々を最良な状態に保てるよう持続的に発展できるまちを形成することで、地域幸福度（ウェルビーイング）の向上につなげていきたいと考えます。

こうした認識のもと、環境変化に適応しつつ、まちの活力と魅力を高め、人もまちも希望と活気に満ちた輝きを持ちながら、より良い未来を創造していく「緑の健都」を目指します。



2 目指すまちのイメージ

将来都市像の実現に向け、それから導かれるまちのイメージを掲げた中で、多面的な視点から亀山らしさのあるまちづくりを目指します。

活力が魅力を 高める まち

- 広域交通網を生かすことで、新たな交流や投資が呼び込まれ、まちや産業が成長し新たな価値や雇用、まちのにぎわいが生まれています。
- 本市が持つ様々な資源を磨き上げ、魅力を発信することで、市内外から評価されています。

子どもの 笑顔が輝く まち

- 市民・地域・まちが子どもを支え、未来を育むことで、子どもたちに笑顔があふれ、子育てがしたいまちとして選ばれています。
- 子どもたちが、個性を生かし、可能性を広げる多様な学びの場で成長しています。

豊かな自然が 暮らしを支える まち

- 豊かな自然環境を守り、活用することで、自然と共生する環境が将来にわたって確保されています。
- 多様な生物が関わる生態系からの恵みにより、市民の心豊かな生活が支えられています。

誰もが健やかで 生き生きと輝く まち

- 誰もが心身の状態に応じて、健やかに生きがいを持ち、その人らしく生き生きと暮らせる、地域社会が形成されています。
- 地域文化を生かした活動が、まちを育み、人と人を結び、心豊かな暮らしに寄与しています。

安全・快適で 暮らしやすい まち

- 心身共に快適で安全に暮らすことができるよう、良好な都市機能や居住環境と、安全で災害に強い都市基盤が整っています。
- 消防力の強化と地域ぐるみの助け合いによる防犯・防災等の活動により、暮らしの安全・安心が確保されたまちが形成されています。

人のやさしさが つながりと 活気を育む まち

- 人がやさしいという地域性を生かしつつ、多様な主体がつながり、学び合い、活動することで、一人ひとりの「やってみたい」が地域の力、まちの活力につながっています。
- 人々がまちの魅力に共感し、交流が広がることで、住みたいまちとして選ばれています。

3 まちづくりの基本方針

多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくり

本市は、これまで「亀山市まちづくり基本条例」に基づくまちづくりを推進する中で、人と人とのつながりや支え合いを大切にする市民性も相まって、市内のすべての地域まちづくり協議会で地域づくり活動が展開され、また、幅広い分野において市民活動団体の取り組みが実施されるなど、参画と協働によるまちづくりの風土が根づきつつあります。

一方、私たちは、未曾有の感染症ショックと長期化したコロナ禍を克服する過程において、しなやかな地域社会の形成と、それを支える人と人とのつながりの大切さを再認識することとなりました。

このような中、本市は、今後も長期的な展望のもとに、将来都市像の実現を目指し、持続的に発展し続けられるまちづくりを着実に進めていかなければなりません。

そこで、市民・団体・企業・関係人口等の多彩な個の輝き（市民力）と、有形無形の地域資源が織り成す独自のまちづくりの文化を本市の「地域力」として捉え、それらを生かし、多様な主体の連携・協働や公民の協創等のつながりによって磨き上げながら、ここに暮らし、集う人々の地域幸福度を高めるまちづくりを進めていきます。



※協働と協創

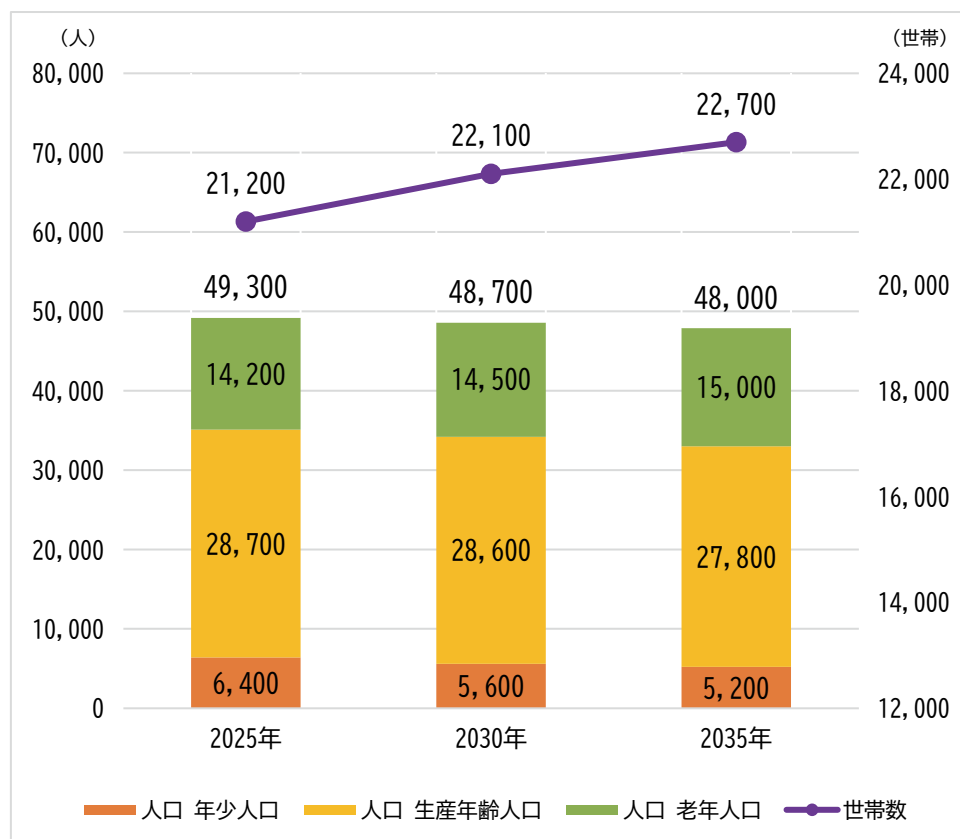
「協働」は、共通の目標や課題に対して、市民が互いに、又は市民と行政が、それぞれの特性を生かしつつ、役割分担や連携・協力のもとで、共に取り組む仕組みや関係性であり、「協創」は、異なる背景や技術、専門知識を持つ者同士が、それぞれの価値観や個性を認め合いながら、リソースや能力を補完・活用し合い、新しいアイデアや解決策を生み出そうとする仕組みや関係性として捉えることとします。

4 将来推計人口

本市では、これまでの人口の推移、昨今の少子化の影響等を加味しつつ、令和42(2060)年を見据えた「亀山市人口ビジョン（令和7年度改訂）」において、将来人口の見通しとして、概ね10年後の令和17(2035)年の総人口を48,000人、総世帯数を22,700世帯と見込んでいます。

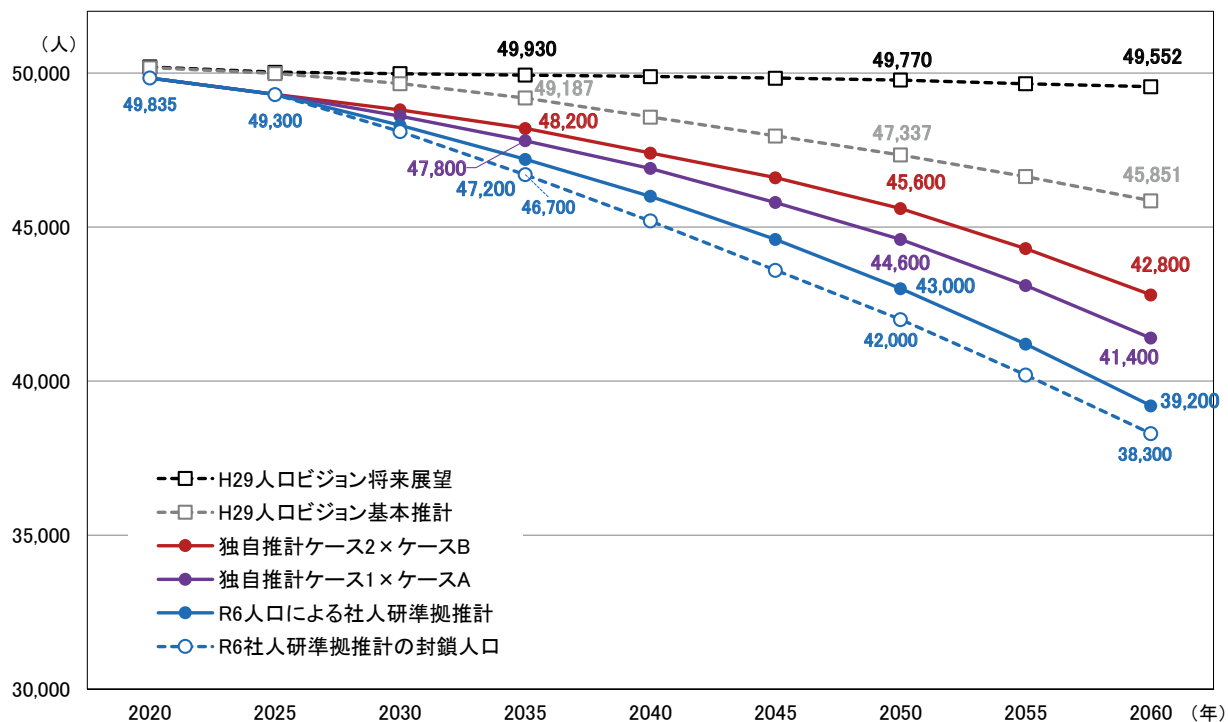
本計画では、将来人口の見通しで掲げた人口・世帯数を将来推計人口とし、これを実現すべく少子化に歯止めをかけるとともに、転出抑制や転入促進につながる施策・事業を総合的に展開し、人口減少対策を推進します。

図14 将来推計人口



長期的には、次世代産業等の立地や鈴鹿亀山道路インターチェンジの設置、リニア中央新幹線三重県駅の設置等に伴う産業集積や居住の促進等により、人口の社会増が期待できると思いますが、現時点においては、これらの波及効果による具体的な試算はできないことから、将来推計人口には反映していません。

図 15 亀山市人口ビジョンにおける将来人口の推計結果



※封鎖人口：出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果、すなわち、人口移動の影響を含まない推計結果

■令和 6（2024）年人口による社人研標準推計

令和 6 年までの実績を踏まえて令和 7（2025）年の国勢調査ベースの人口を推計し、これを基準人口として、社人研の合計特殊出生率（子ども女性比）及び純移動率の設定値により推計。

■独自推計ケース 1（合計特殊出生率）×ケース A（純移動率）

上記の令和 7（2025）年推計人口を基準人口とし、合計特殊出生率はケース 1（令和 7（2025）年：1.40、令和 32（2050）年：1.65）、純移動率はケース A（「20～24 歳→25～29 歳」より上の年齢は実績値がマイナスになる場合はゼロ）を採用して推計。

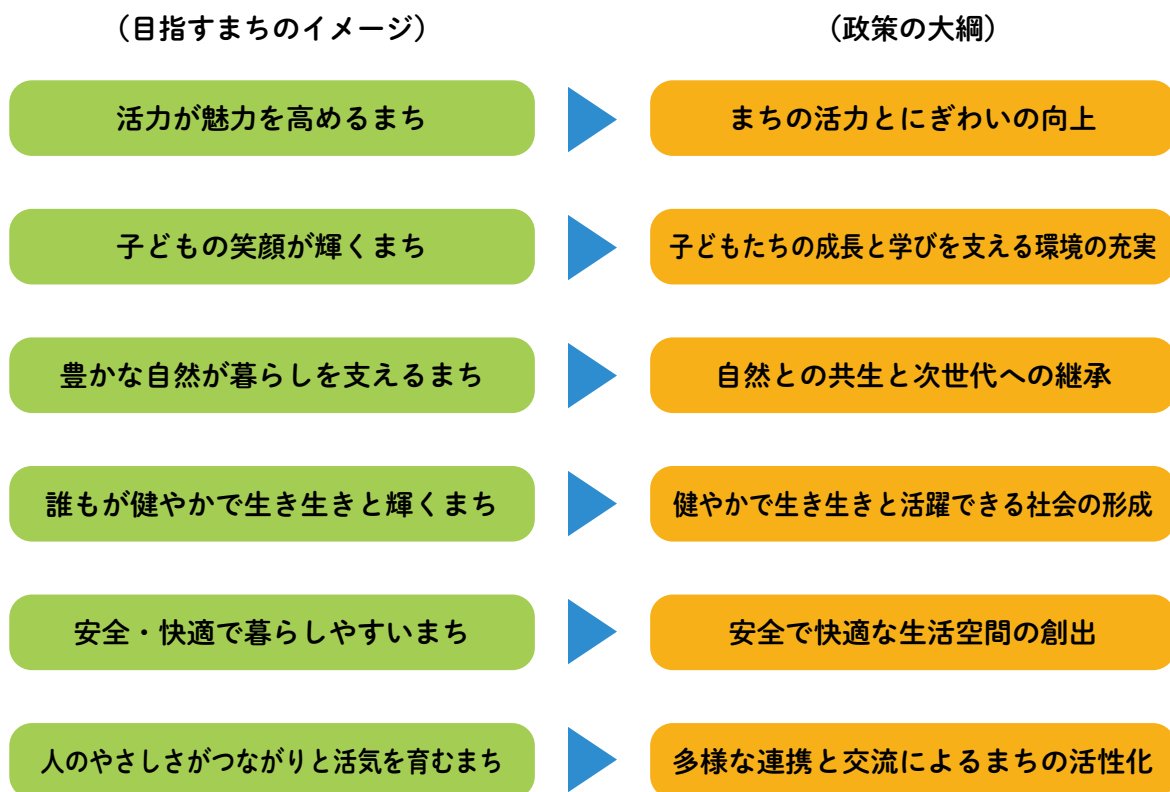
■独自推計ケース 2（合計特殊出生率）×ケース B（純移動率）

上記の令和 7（2025）年推計人口を基準人口とし、合計特殊出生率はケース 2（令和 7（2025）年：1.40、令和 32（2050）年：1.70）、純移動率はケース B（「20～24 歳→25～29 歳」から「40～44 歳→45～49 歳」は + 0.01）を採用して推計。

5 政策の大綱

将来都市像から導かれる「目指すまちのイメージ」ごとに、その具現化を図るために推進する政策の柱（大綱）として、以下の6つを位置付け、それぞれの分野からまちづくりを展開します。

また、それらの政策の推進に当たっては、前期・後期4年ごとの基本計画を策定し、関連施策を位置付けるとともに、互いに連携を図り、施策の相乗効果を導きます。



6 都市空間形成と土地利用の方針

本市は、国道1号（旧国道1号含む。）や国道306号等の幹線道路周辺、高速道路のインターチェンジ周辺等の都市的土地利用と、市域の約50%を占める山林や市内を横断する鈴鹿川・中ノ川等の豊かな自然が融合した都市です。また、市内各所に集落を含めた居住地が広がり、地域ごとの特徴を持った住環境が整っています。

そこで、丘陵部地形によるコンパクトな集約型の都市構造を生かし、暮らしやすさの向上を図るため、都市における拠点の利便性向上と拠点と地域をつなぐネットワークの強化等により、都市活力を備えた都市形成を目指します。

（1）都市空間形成の基本的な考え方

本市の都市空間の形成を図るため、次の5つの都市構造の基本的な考え方を示します。

①都市における拠点機能の向上と交通ネットワークの充実

本市での暮らしやすさを向上させるためには、買い物や医療、集う場など、日常生活を支える都市拠点の充実を図ることが重要です。また、市街地や農村部、山間部など、地域によって居住環境が大きく異なる中で、市内において様々な暮らしが実現できるよう、居住地と目的地や居住地と鉄道駅等をつなぐ交通ネットワークの充実が必要となります。

そこで、多様な機能が集積した中心的市街地であるＪＲ亀山駅周辺において、新庁舎整備も見据えながら都市機能の再構築や利便性の向上、生活に身近な河川空間の利活用に取り組むとともに、ＪＲ関駅・井田川駅周辺や国道306号沿道における都市機能と土地利用の最適化を進めます。

また、郊外部における暮らしやすさの確保と地域の活性化を促進するため、各地域から中心拠点等へのアクセス性を高め、すべての市民にとって利便性が確保された生活圏の形成を目指します。

②集約型都市構造による持続可能な都市経営の実現

市北東部地域では、人口が増加し土地利用が活発化している一方、それらの土地利用が既成市街地の周辺部に偏ることで、市街地の空洞化や都市の無秩序な拡大を引き起こし、インフラの維持管理コストの増加や災害リスクの拡大、公共交通の満足度の低下等につながります。

そこで、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造へのさらなる誘導による都市拠点周辺や既成市街地への居住の促進と、各地域の拠点周辺の集落地における居住環境の確保により、市民の生活利便性の向上に加え、自然環境や地域文化と調和した地域コミュニティの構築を図ることで、持続可能な都市経営の実現を目指します。

③魅力的で災害に強い都市づくり

本市の特徴であり、魅力として認識されている豊かな自然や水道水源を将来にわたり保全することは、本市ならではの暮らしやすさを確保し、本市が居住先に選ばれるために必要不可欠であり、本市の都市構造を構成する重要な要素です。

また、近年、地震や風水害等の自然災害が全国的に頻発化する中、本市は、内陸に位置し、地震による津波のリスクが低い地域的特性を有している一方、土砂災害や河川の氾濫等の局地的な災害リスクを有しています。

そこで、鈴鹿川等源流域を含む鈴鹿山系に加え、河川流域に位置する農地等を、将来にわたり守り、生かすことで、本市の安全でおいしい水や豊かな自然を確保します。

また、気候変動等による水害リスクの拡大を踏まえ、国・県と連携した河川整備を促進し、地域の治水安全度を高めるとともに、山林や農地、丘陵部の斜面緑地等の適正な保全と管理を行うことで、安全・安心で災害に強いまちづくりを目指します。

④新たな土地利用による都市成長の促進

これまでから内陸型工業都市として、多様な産業が立地することで、本市の経済と雇用を支えており、今後も多様な産業の立地や投資が本市の都市力につながります。

一方、本市の成長を支えている広域交通においては、現在、高速道路網に新たに直結する鈴鹿亀山道路の整備が促進され、また、新たな国土の大動脈となるリニア中央新幹線の三重県駅の設置に向けた取り組みが進められており、これらは今後の本市の発展に大きなインパクトとなるものです。

そこで、新たな産業団地の整備や、鈴鹿亀山道路のインターチェンジ及びリニア中央新幹線三重県駅の設置など、新たな土地利用を生み出すプロジェクトを都市の成長につなげるまちづくりを展開します。

⑤広域連携による生活圏の形成

国道1号、国道25号、国道306号等の広域幹線道路により、近隣市との交流や連携が図られるなど、市民の生活圏は市域を越えて拡大しています。また、こうした高速道路網や鉄道網に加え、将来、リニア中央新幹線の全線開業により、本市の広域拠点性のさらなる強化が見込まれます。

そこで、今後も広域的視点での本市の位置付けを踏まえた都市形成を図るとともに、生活圏全体の利便性向上と連携強化を図ります。あわせて、広域化する生活圏への対応や経済活動の活性化のため、広域ネットワークの充実を促進します。

<都市構造を構成する拠点>

拠点名	拠点の位置付け
中心拠点	多様な機能が集積した本市の中心的市街地であるＪＲ亀山駅周辺を中心拠点と位置付け、都市機能の再構築や利便性の向上を図ります。
副次拠点	中心拠点を補完し、市民の日常生活を支える市街地として、ＪＲ関駅及びＪＲ井田川駅周辺並びに市北東部の国道306号沿道を副次拠点に位置付け、都市機能と土地利用の最適化を促進します。
産業拠点	本市の都市成長を支える産業集積地として、亀山インターチェンジ周辺及び能褒野地区を産業拠点に位置付け、多様な産業の立地や既存企業の事業展開を促進します。
医療・福祉拠点	市立医療センターや市総合保健福祉センター周辺を医療・福祉拠点に位置付け、市民が安心して、健康に暮らすことのできる医療・福祉サービス機能の維持・確保を図ります。
沿道拠点	広域幹線道路と都市内幹線道路が交差する管内地区を沿道拠点に位置付け、交通利便性を生かした沿道サービス機能等の立地を促進します。
地域拠点	郊外部における地域活動の中心となる小学校等周辺を地域拠点に位置付け、居住環境の確保や中心拠点・副次拠点とのアクセス機能の確保を図ります。

(2) 土地利用の基本的な考え方

都市空間形成の基本的な考え方に基づき、本市の目指すべき都市形成に向けたゾーニングと各ゾーンの土地利用の考え方を示します。

ゾーン名	基本的な考え方
鈴鹿川等源流域保全・活用ゾーン	鈴鹿川等源流域のうち関宿周辺地域及び居住地域を除く地域を「鈴鹿川等源流域保全・活用ゾーン」に位置付け、豊かな自然環境や山並みといった自然景観を保全するとともに、安全でおいしい水を生み出す源流域を将来にわたり守り、活用します。
にぎわいゾーン	J R 亀山駅・関駅・井田川駅周辺及び国道 306 号沿道の都市機能が集積する地域を「にぎわいゾーン」に位置付け、商業機能や事務所機能等を維持・確保することで、市民生活を支える土地利用を促進します。
市街地ゾーン	J R 亀山駅・関駅・井田川駅周辺の既成市街地及び市立医療センター及び市総合保健福祉センター周辺を「市街地ゾーン」に位置付け、都市機能と居住が隣接することで、利便性が高く、快適な暮らしができる土地利用を促進します。
環状道路沿道活用ゾーン	市内環状道路沿道を「環状道路沿道活用ゾーン」に位置付け、道路ネットワークを生かした沿道サービス機能の立地など、沿道環境に則した適正な土地利用を促進します。
産業ゾーン	亀山インターチェンジ周辺や能褒野地区の産業集積地を「産業ゾーン」に位置付け、本市の経済や雇用を支える地域として、多様な産業の集積や企業活動を促進するとともに、持続的な企業活動が行える環境整備に向けた土地利用を促進します。
居住・田園共生ゾーン	上記以外の地域を「居住・田園共生ゾーン」に位置付け、都市インフラの持続性や暮らしの安全を確保し、既存集落の居住環境の維持を図るとともに、居住と農地や自然環境が共生する土地利用を促進します。

